

令和元年度 秋季
北陸ブロック土木部長等会議

国土交通省議題資料（本省）

資料名： 発注者間の連携強化

2. 発注者間の連携強化

背景

工事関係書類は国交省、都道府県、政令市等の発注者毎に様式が異なっており、受注者の書類作成作業を煩雑にしていた。そのため、発注者間において32種類の工事書類について、書類の標準化を図り、受注者負担の軽減を図ることとして調整を開始した。

標準様式の作成等

自治体との書類標準化に先立ち、書類標準化の調整が速やかに進むこと、押印不要様式を使用することによりペーパーレス化を図ることを目的とし、国交省の標準様式を定めた(平成30年10月31日付け、国技建管第12号)

※押印不要書類は、工事打合簿等の9種類の書類について押印欄を削除し、本人確認書に一括押印することにより、担当者が確認したことを証明するもの

実態調査

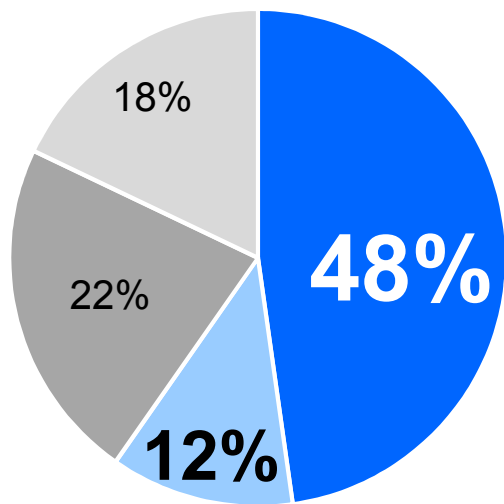
書類標準化の実態を確認するため、これまでに2回の実態調査を実施しており、詳細は以下のとおり。

項目	1回目(H31.2実施)	2回目(R1.9実施(今回))
調査時点	平成31年2月末	令和元年9月末
調査方法	本省より、各地方整備局宛に地方自治体との調整及び実態調査依頼	本省より、各地方自治体宛に、H31.2調査と同様の調査依頼。

- 実態調査結果を元に、書類標準化の進捗状況を確認した。
- その結果、H31.2時点で約60%の自治体で国交省の標準様式を使用中または使用予定となり、今後導入を検討するとした自治体は、約40%となった。
- R1.9末の時点調査においては、更に標準化が進み、**約74%の自治体で国交省の標準様式を使用中または使用予定**となり、書類標準化が進捗していることが確認された。

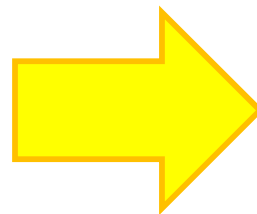
■国交省の標準様式の導入状況

都道府県＋政令市

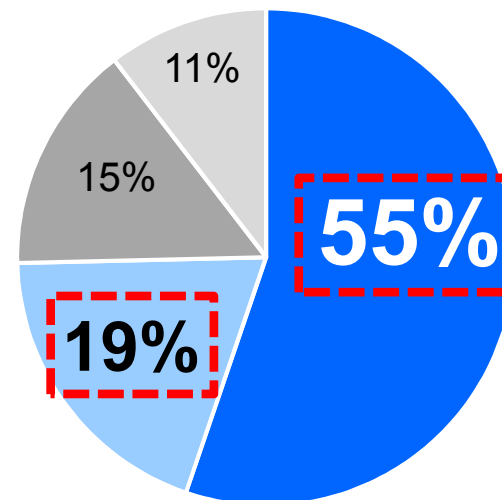


(H31.2時点)

- 都道府県(使用中または使用予定)
- 政令市(使用中または使用予定)
- 都道府県(調整中または調整予定)
- 政令市(調整中または調整予定)



都道府県＋政令市



(R1.9末時点)

- 都道府県(使用中または使用予定)
- 政令市(使用中または使用予定)
- 都道府県(調整中または調整予定)
- 政令市(調整中または調整予定)

※使用中または使用予定は、32種類の工事書類の内、1種類以上が使用中または使用予定であることを意味する

工事書類の標準化に向けた実態調査

※R1.9末のデータは暫定値

※中部地整管内においては、H31.2時点データを使用

- 都道府県は16県が調整済であり、H31.2時点から新たに6県の調整が完了した。
- また、約80%の都道府県で調整済及び一部調整済みとなり、調整状況に進捗がみられる。
- 政令市は5市で調整済であり、H31.2時点から新たに3市の調整が完了した。
- また、約65%の政令市で調整済及び一部調整済みとなり、調整状況に進捗がみられる。
- 未調整の自治体とは早期に調整に着手していく。

■ 都道府県、政令市との調整状況

	調整済	
	H31.2時点	R1.10時点
都道府県	10	<u>16</u>
政令市	2	<u>5</u>
合計	12	<u>21</u>

《全標準様式の使用可・不可の調整済み自治体》

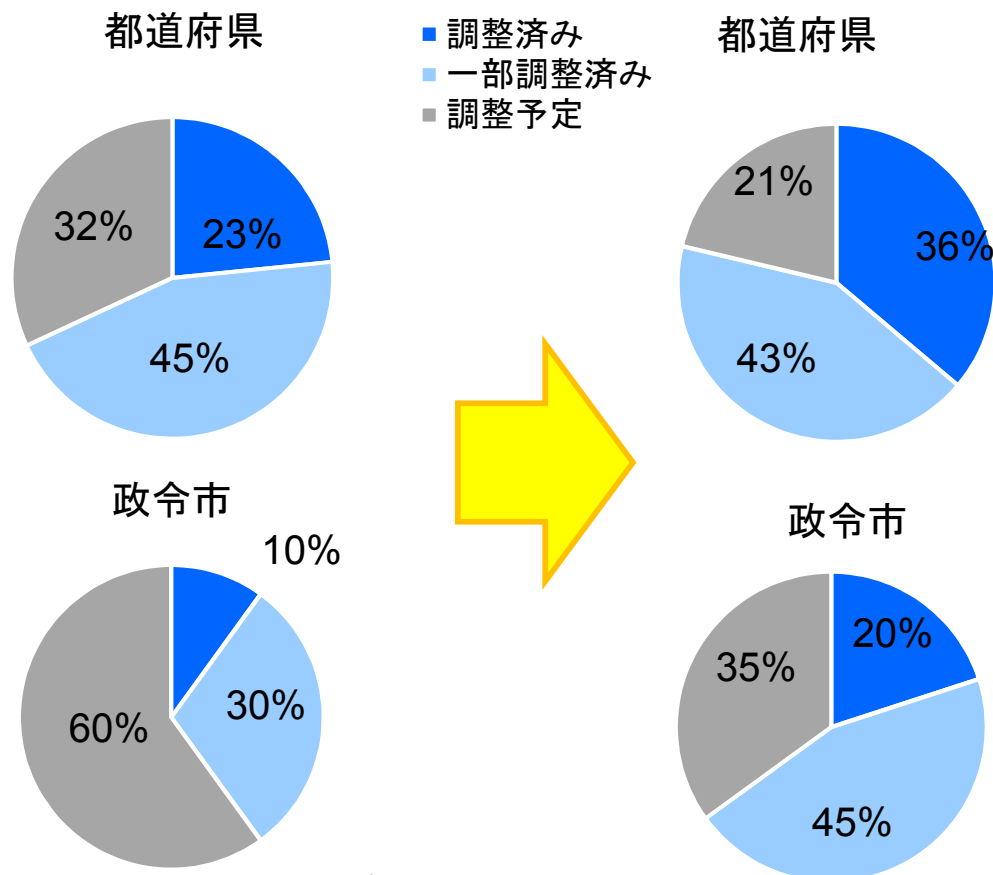
青森県、秋田県、福島県、
 埼玉県、千葉県、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、
 兵庫県、奈良県、徳島県、愛媛県、福岡県、大分県、
 沖縄県

さいたま市、京都市、大阪市、堺市、神戸市

※赤字表記は今回追加した自治体

※調整済みとは、全書類についての調整が完了していることを意味しており、全書類を標準化したという意味ではない

■ 国交省の標準様式の調整状況



※R1.10のデータは暫定値

※中部地整管内においては、H31.2データを使用

- 使用可とした自治体が多い様式は、段階確認書、出来形管理図等の工事書類(契約書類ではないもの)が多かった。
- 使用不可とした自治体が多い様式は、請求書、完成通知書等の契約書類や支払いに関わる書類が多かった
- 押印を求めない様式を併用可としたのは、16県、5市となり、前回調査時よりも増加した。

■使用可の自治体が多い様式

■使用不可の自治体が多い様式

No.	書類名称	併用可自治体数
様式-6	VE提案書(契約後VE時)	18
様式-11	段階確認書	15
様式-12	確認・立会依頼書	16
様式-14	工事履行報告書	16
様式-24	支給品受領書	15
様式-25	支給品精算書	17
様式-28	現場発生品調書	18
様式-31	出来形管理図表	18
様式-32	品質管理図表	17
様式-33	品質証明書	16
様式-34	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	18

No.	書類名称	使用不可自治体数
様式-1	現場代理人等通知書、経歴書、現場代理人等変更通知書	32
様式-2	請負代金内訳書	21
様式-5	請求書(前払金、中間前払金、指定部分完済払金、部分払金、完成代金)、請求内訳書(部分払、国債部分払、指定部分払)	31
様式-13	工事事故速報	20
様式-15	認定請求書	31
様式-16	指定部分完成通知書	20
様式-19	請負工事既済部分検査請求書	21
様式-29	完成通知書	24
様式-30	引渡書	21

※R1.9末時点で使用中又は使用予定の自治体が15以上の書類を選定

※R1.9末時点で調整済み、使用不可の自治体が20以上の書類を選定

■国交省標準様式が使用不可な理由

- ・一部の様式は各自治体内の共通様式であったり、財務規則、契約約款等により決まっているものであり、標準化できない
- ・庁内の関係部局との調整に時間を要する
- ・国の様式よりも記載内容が多いため、標準化困難
- ・国の様式よりも記載内容が少ないため、標準化することにより受注者負担が増える
- ・任意の様式としているため、統一ができない
- ・様式を改定するためには、積算システムの改修が必要になることから、すぐに対応するのは困難

◀押印を求めない様式が併用可の自治体▶

福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、**滋賀県**、徳島県、愛媛県、**福岡県**、**長崎県**、**大分県**、**鹿児島県**、**沖縄県**
 札幌市、仙台市、北九州市、**福岡市**、**熊本市**、

※赤字表記は今回追加した自治体

※R1.9末のデータは暫定値 ※中部地整管内においては、H31.2データを使用